

同志會から逋信大臣に陳情して、私設電話規則の改正運動をして居る。

◎ 地方廳發行無賃乘車證廢止の運動

現内閣の成立後例の雷鐵相が物好きにも鐵道無賃乘車券の廢止を聲明し、遂に議會の問題ともなつたが、此聲は國有鐵道以外の地方鐵道や軌道にも波及して、鐵道同志會から、地方廳が發行して居る地方鐵道、軌道の無賃乘車證廢止の建議を内務大臣に提出した。

地方廳發行ノ無賃乘車證ヲ止メラレ度議

各地方官廳中取締ノ名義ノ下ニ私設鐵道及軌道ニ對シ無賃乘車證ヲ發行シ所屬吏員ヲシテ無賃乘車ヲ爲サシムル趣ヲ以テ其鐵道軌道業者ヨリ苦痛ニ堪ヘサル旨申出アリ右ハ往年陸海軍人警察官等ニ附スル半賃輸送ヲ規定スルニ當リ法律ノ力ヲ以テシタル夫レヌラ今日地方鐵道法ノ上ニハ既ニ除キ去ラレタルニ獨リ地方廳ニ於テ一片ノ無賃乘車證ヲ發行シテ當業者ニ強ユルガ如キハ頗ル穩當ヲ缺クモノト被存候現ニ鐵道省ヲ始メトシ各鐵道業者ニ於テモ無賃乘車證ノ發行ニ就テハ嚴ニ緊縮ヲ勵行シテ勉メテ濫費ヲ防グコトヲ專一トセラレ殊ニ私設鐵道中國家ノ補助ヲ得テ辛フシテ經營致シ居ルモノアル今日ニ於テ一面ニ斯クノ如キ事ヲ看ルハ甚ダ不合理ノ處置ト被存候依テ地方廳ニ對シ可然御指示相仰度候
右本會會員總會ノ決議ニ依リ上願仕候也

雷鐵相が、國鐵の無賃乘車券全廢を聲明したことは世間の一部を騒がせたのみで其の目的は却つて裏切られ、議院法を改正して法律の保證の下に無賃乘車券が代議士連に下附されることとなり、鐵道従業員からは激烈な反對を受けて、之にも亦持参人式の乘車券を發行すること、爲り大山鳴動鼠一定の感がある。鐵道同志會も此眞似をした譯でもあるまいが此建議を可決した、警察官吏が職務執行の場合に無賃で地方鐵道や軌道に乘車するのさへ如何かと思はれて居る、自分の經營する鐵道や軌道でないのに自分が乘車券を發行して薩摩の守と爲るのは如何にも無理である。國鐵が之を全廢した今日當然民間鐵道や軌道に對しても廢止するのが當然である。此意味に於て吾人は雷鐵相の小刀細工式の政策に雷動するものではないが、鐵道同志會の建議に賛意を表するのである。職務執行の場合は尙宥恕すべしとするも、日々の出勤に混雜する電車や乗合自動車にロハ乗りするのは感心しない速に建議を容れて貰ひたい。(た)

◎ 電氣協會の陳情

電氣協會は道路上電柱建設に關する現在方針の改正やら、電氣事業の爲にする土地收用の便宜を圖る爲、左の陳情を内

務大臣に提出した。

陳情書

電氣事業ノ發達ハ獨リ斯業ノ爲メノミナラス國家産業ノ隆興國民生活ノ向上ニ對シ必須缺クヘカラサルモノト相成候事ハ今更茲ニ噸噸スル迄モ無之候本協會ハ曩キニ時運ノ進轉ニ鑑ミ電氣事業法中工事ニ關スル規定ノ改正ニツキ案ヲ具シテ當局ニ進言シ今又同法中更ニ別冊改正案ヲ提出致置候然ルニ一般法規中ニハ電氣事業ノ企劃經營上其改訂補正ニ必要ト認ムルモノ多々有之、就中左ニ其緊急措キ難キ事項ヲ掲ゲテ速ニ是等法規ノ改正及ヒ制定ヲ仰カントスル次第ニ候何卒御高鑑ノ上趣旨御採納賜リ度此段陳情仕候也

大正十四年二月二日

社團法人電氣協會

會長理事 松永安 左衛門

內務大臣 若槻禮次郎 殿

道路法ニ關スル件

同法第二十八條ニ關スル大正九年內務省訓令第十一號ニ關スル件
第四條第二項トシテ左ノ一項ヲ加フルコト
工事上已ムヲ得サル場合ニ於テハ交通ニ支障ナキ限り本條ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

理由(道路上建柱ヲ五間以上錯立スヘキ原則ハ之ヲ緩和セラルルニアラサレハ電線路ノ建設ニ實際上ノ支障アルニ因ル

電氣事業法中改正ニ關スル件

第一條第一項第三號トシテ左ノ一項ヲ追加スルコト
前各號ノ事業ヲ營ム者ニ對スル電氣ノ供給ヲ主トスル事業

(理由) 近來電氣事業界ニ於テハ電氣事業法ニ謂フ所ノ電氣事業者ニ電氣ヲ供給スルコトヲ主タル目的トシテ發電設備ヲナシ其事業ヲ開始スルモノ尠カラス斯ノ種ノ者ニ對シテハ電氣事業者ニ對スルト其保護及監督ヲ一ニスルヲ以テ妥當トスルレ本條ノ改正ヲ求メントスル趣旨ナリ

二

第十一條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

土地ノ所有者又ハ占有者ノ請求ニ係ル土地使用方法ノ變更カ土地ノ狀況上不相當ナルカ又ハ必要缺クヘカラサル事由ニ因ラサルモノト認ムル場合ニ限り主務大臣ノ許可ヲ得テ現在ノ位置ニ於テ其土地ヲ繼續使用スルコトヲ得

(理由) 電氣事業者ハ近來往々土地所有者又ハ占有者ノ第十一條ノ惡用ニ脅威ヲ感スルコトアリ依テ少クモ送電線路ニ付テハ是等ノ狡猾ナル手段ニ對シテハ其敷地使用ノ權利ヲ確保スルノ必要アリ

三

左ノ一條ヲ追加スルコト

左ニ掲グル土地ヲ以テ電氣事業用地トス

一 電氣工作物ノ建設ニ要スル土地

二 發電所、變電所、蓄電所及開閉所ニ職務上常住ヲ必要トスル係員ノ舍宅及水路、貯水地並ニ電線路保守ノ職務ニ從事スル係員駐在所ノ建設ニ要スル土地

三 電氣工作物ノ建設保守ニ要スル機械器具材料ノ置場並機械器具ノ修理工場ノ建設ニ要スル土地

備考 本條ハ建設工事並保守ニ直接必要ナル土地並附帶設備ノ建設ニ要スル一切ノ土地ヲ含マシムルノ趣旨ナリ
(理由) 電氣事業ニ必要缺クヘカラサル土地ノ範圍ヲ定メ之ニ

依リテ土地收用ヲ許スヘキ範圍ヲ明確ニスルト共ニ一面ニ於テハ鐵道用地ニ於ケルカ如ク地租ノ免除ヲ得ントスルニ在リ

四 左ノ一條ヲ追加スルコト

電氣事業者電氣事業用地ヲ收用又ハ使用スルノ必要アルトキハ本法ニ別段ノ定メアル場合ヲ除クノ外土地收用法ニ依リ其土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得

五 左ノ一條ヲ追加スルコト

電氣事業者土地收用法第二十二條第一項ノ協議調ハサル場合又ハ其協議ヲ爲スコト能ハサル場合ニ於テハ主務大臣ノ裁定ヲ求ムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ收用審査會ノ裁決ヲ求ムルコトヲ得ス

前二項ノ規定ハ損失ノ補償ノ協議ニ關シテハ之ヲ適用セス

(理由) 土地收用ノ事タル私有財産制度ノ基本タル所有權ニ對スル打擊ニシテ固ヨリ容易ニ許スヘカラスト雖モ既ニ公益事業トシテ必要ノ場合ニ土地ノ收用ヲ許スヘキモノトスル以上其必要ナル土地ノ區域ト其ノ收用又ハ使用ノ時期及期間ニ付テハ比較的簡單ナル手續ヲ定ムルノ要アリ 只損失ノ補償ノ如キハ最も公平ナ期スヘク所有者ニ些ノ怨嗟アラシムヘカラサルカ故ニ之ヲ本則ニ從ヒテ處理セシムルヲ可トス故ニ此ノ趣旨ニ則リ都市計畫法第二十條ノ例ニ倣ラヒ此ノ規定ヲ設ケントスルモノナリ

以上の陳情には随分無理がある。道路上に電柱を建設する場合には電柱は道路の同一側に建設し、對側に路上建設物あるときは五間以上錯立せしむることゝ爲つて居る。現在方針を緩和せよと言ふのであるが、現在道路上に於ける電柱建設の

狀況を觀てから緩和するのが適當なるや否やを判斷して貰いたいものである。無雜作、無方針の下に建柱せられた爲に、現在の道路は建柱用地に任せられて居るものと思はるゝものが尠くない。電柱がなかつたならば自動車が行することが出来ると思はるゝ道路が、此狭い東京にだけでも幾らあると思つて居るのか判らない。元來電氣事業者は當然道路には建柱することが出来るものと心得て居るのが間違であつて、地勢の關係其の他已むを得ない場合に於てのみ道路上の建柱を許すのである。道路は交通の用に供さるゝものと言ふ概念を以て建柱方針を定むるのが當然である。吾人は此見易きことを忘れて本建議をするが如きは電氣協會の爲に惜むのである。電氣事業法の改正にしても特定の電氣事業者に電力を供給する所謂自家用電氣事業を、一般に電力を供給する所謂公共事業と同様に取扱つて、公共事業なるが爲に附與せられた權力行使の特權を得やうとするのであつて、之も亦蟲の可い陳情で當局が採用しないことは信じて疑はない。(た)

◎交通機關從業員講習會開催の陳情

帝國鐵道協會と電氣協會が合同して交通機關の一般的概念を國民に與ふる爲講習會を開催して呉れとの陳情を内務大臣